2015 年 7 月 28 日

原発再稼働に関する質問・要請

世界の人々の安全と安心、そして未来のために
原発を再稼働をしないでください

九州電力株式会社
代表取締役社長　瓜生　道明　様

ピースボート
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
原発なくそう！九州玄海訴訟原告団
原発とめよう！九電本店前ひろば
玄海原発対策住民会議

東京電力福島第一原発事故では膨大な数の住民が放射線被曝を強いられ、中には命を失った罪もない市民も多くいます。事故発生から 4 年経った今もなお被害は収束しておらず、子どもも含む 10 数万人もの人々が故郷を奪われ、いつまで続くかわからない避難生活を強いられています。

廃炉作業も終結の目処はつかず、現在も放射性物質は垂れ流され続けており、汚染は世界規模に広がっており、日本が国際的に非難され、具体的な責任追及がなされるのも時間の問題です。

また、除染や廃炉作業に掛かる莫大な費用や今後発生する医療費、産業界などの経済的な被害額ははかり知れず、復興予算として私たちの税金が費やされています。
この上、私たち市民の生活に悪影響を及ぼす原子力発電所の稼働は許されるわけがありません。

こうした中、私たち市民は日本だけではなく、国境を越え、東アジアの人々の命と生活、子ども達の未来を守るために、結束し原発に頼らない社会を求めるために意見を集めました。
命が傷つけられ、ふるさとを奪われる危険性がある原発の再稼働を認めません。そして地球に優しく持続可能な社会を目指し、世界の人々が安心して暮らせる地球を作るため、ここに川内原発・玄海原発再稼働に関する、私たち市民の大きな疑問と不安に対し、真摯に回答されることを求めます。

質問事項

【被曝を強いる避難計画】
避難計画は、避難場所、経路、手段、スクリーニング・除染方法、ヨウ素剤配布などについて最悪の想定がなされず机上の空論であることが市民の調査で明らかになってきました。病院や福祉施設入所者など避難弱者はより過酷な状況を強いられます。
複合災害による集落孤立なども対策が打たれていません。6 月の豪雨で倒木と落石があり、通行止になり近づくことができなくなった集落が川内原発 30 キロ圏内にありました。
30 キロ圏内の避難基準は放射能実測値で 500μSv/h になるまで屋内退避とされ、それ以上になったら避難が指示されることとなっています。これは通常の線量（0.05μSv/h）の 1 万倍になるまでその場で我慢させられ、そして、高線量の中を避難することになるのです。これは被曝を強いる避難計画になっていると理解できます。
九州電力は事故が起きたら住民を絶対被ばくさせないと約束できますか。住民の避難行動に対して、加害

当事者として具体的にどのような責任を持って、どのような対応を計画されているか説明を求めます。

【使用済み燃料の処理について】
1. 福島原事故を見ても明らかにように、運転し続ければ増え続ける使用済み燃料の処分の問題は将来の課題ではなく、今解決しなければならないことです。処理方法が何も決まっていない中で、これ以上増やして次世代の人たちに核のツケを押し付けることは、私達は許されないと思いますが、当事者としてどのようにお考えですか。

2. また玄海 3 号機プルサーマルで燃やした後の使用済 MOX 燃料は、崩壊熱によってプールから動かすことができない状態がどのくらい続くのですか。その先の処分方法は決まっているのですか。

3. いつ起こるかも知れない火山・カルデラ爆発に対し、使用済み核燃料の移動搬出に関わる具体的対策のシミュレーションをすべきだと思いますが、どこへ何時間掛けて運び出すことにしていますか。その時、動かすこともできない使用済み MOX 燃料はどうしますか。

4. 原発内で日常的に排出される放射能に汚染された可燃ゴミや雑固体に関して、どのような条件で（風向きなど）焼却し、放射能をどれくらい排出しているのですか。

【自然災害対策について】
1. 1月21日 原子力規制委員会での口頭意見陳述会で石橋克彦氏は「九州電力が基準地震動の『震源を特定して策定する地震動』策定における検討用地震の選定に関して、申請者(九州電力)は、プレート間地震と海洋プレート内地震について『最大規模のものの発生位置が敷地から十分に離れており、敷地に大きな影響を与える地震でないと考えられ(震度 5 弱程度と推定されない)、検討用地震として選定しない。』と述べた。審査はこれを審議抜きで容認した(見過ごした)が、将来発生する可能性があるプレート間地震および海洋プレート内地震には敷地に大きな影響を与えると予想される地震がないとは断定できない。したがって、検討用地震選定の要否の見直しを求めるべきであり、それを怠った審査は、原子力規制委員会規則第 5 号に違反している。よって審査は無効であり、やりなおすべきである。」と述べています。
貴社は「原子力規制委員会規則第 5 号に違反している。よって審査は無効であり、やりなおすべきである。」ことをみとめますか。

2. 2014 年 11 月 2 日、日本火山学会原子力問題対応委員会は原子力規制委員会に対し、火山影響評価のガイドラインを見直すよう提言しています。これは、ガイドラインがカルデラ噴火を含む巨大噴火の前兆把握が可能とする前提に立って作られているためで、「現在の知見では予知は困難」という火山学会の立場と矛盾するためです。この問題について質問します。

①川内原発には、3 万年前の姶良カルデラによる入戸火砕流、10 万 5 千年前の阿多カルデラからの阿多火砕流、33 万年前の加久藤カルデラの加久藤火砕流が到達しています。それは事実と認識していますか。

②九州電力はカルデラ噴火について、「南九州で平均的なカルデラ噴火の間隔は約9万年だが、直近の噴火は約3万年前で6万年の余裕がある」との見解を示していますが、カルデラ噴火の間隔が約9万年とするその根拠は何でしょうか。

③九電は、フランスの火山学者ティモシー・ドゥルイット氏の論文（ギリシャのサントリーニ火山で 3500 年前に起きたカルデラ噴火について岩石学的に研究したもの）を「予知は可能」との根拠にしています。すなわち、サントリーニ火山の噴火では、噴火の 10～100 年前から地下のマグマの量が徐々に増えた、という研究結果をもとに、地面の隆起を観測すれば「予知できる」としています。
　しかし、火山はそれぞれ個性がある。サントリーニ火山と、姶良カルデラと同一視はできません。2014 年 2 月の規制委員会の会合で、島崎邦彦委員は九電に対して日本の火山での噴出物の分析（岩石学的調査）を要求しています。同様な分析結果が示せなければ「川内原発は廃炉」とまで言及し、九電は新たな調査・分析を約束しました。しかし、九電の調査・分析結果については何ら明らかになっていません。この件

についてどう対応したのか、外部識者を含めた調査・検討が行われたのかを含めて明らかにしてください。

【九州電力の責任】
①原発の再稼働にあたっては、数千億円単位の費用が発生すると思われるが、今回の川内原発の再稼働のために費やされる費用の総額を具体的に明らかにしてください。

②川内原発は、稼働から30年が経過しています。したがって、今後稼働できる期限は10年足らずでしかありません。このように、残りわずかの原発を再稼働させるために巨額の費用を費やすことは、経営効率の面からみても妥当性を欠いています。九電は如何なる経営判断で再稼働を決定したのか明らかにしてください。

③九州電力は、これまで住民の理解と協力、コミュニケーションが重要だと市民団体にも答えてきました。しかし、これまで、自ら主催して、広く住民への説明を行うことはなかった。PR館来訪者や、原発推進派が握る自治会への働きかけ、推進派の有力者への「訪問活動」、これは原発推進のための宣伝、推進派の組織固めでしかなく、コンプライアンスを果たす事業体の責務を放棄したものであり、公益企業を名乗る倫理性がないと言わざるをえません。
改めて少なくとも30km圏内の全自治体とその住民に対し、原発の安全性、および倫理的、法的、社会的な全範囲で、再稼動の正当性を説明する場を主催する責任があるのではないでしょうか。
また、鹿児島県内では、2015年3月議会において、出水市、伊佐市、肝付町、屋久島町の4議会が「九電に住民説明会を行うように要求する」陳情書を採択し、南種子町は、同趣旨の決議をしています。自治体の正式な態度表明を九電はどうとらえているのでしょうか、上記5自治体で再稼働前に住民説明会を開催せず無視するつもりでしょうか。

【テロ対策】
安部政権による集団的自衛権の行使容認により、日本の安全保障に関してはこれまでの常識は覆され、原発への「テロ行為」などで武力攻撃を受ける可能性が高まってしまいました。
原発が標的とされ、「弾道ミサイル攻撃」などの攻撃を受けた場合、原子炉とその周辺地域がどのような事態になると想定していますか、予知できないテロ行為をどのように予防するのか、起きてしまった場合の具体的な対処法について、説明を求めます。

上記質問に関しては、2015年8月10日（月曜日）午前10時、九州電力本社ビルにて私たち呼びかけ人一同に対して直接ご返答頂ければと思います。宜しくお願い致します。

以上

質問者連絡先　ピースボート
草深比呂至：080-3488-0317　leo.kusafuka@peaceboat.gr.jp
〒169-0075　東京都新宿区高田馬場3-13-1-2F　TEL：03-3363-7561　FAX：03-3363-7562